

随意契約締結状況

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部署の名称 及び所在地	随意契約を締結した 日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	X線照射装置のX線管装置交換 数量：4本 (関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所)	総務部 経理課 江東区辰巳2-1-67	令和6年7月25日	富士フィルムメディカル株式会社 南関東支社 住所：神奈川県横浜市港北区新横浜2-8-11	9,944,000円	契約事業者は、当該機器の製造・販売元であり、本交換作業に必要な技術・能力及び部品等を有するのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	